

## 多度津町農業委員会議事録

令和4年12月9日午前9時00分より午前10時45分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階大会議室において開催した。

その状況は次のとおり

- |       |   |
|-------|---|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について                    |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                                |
| 議案第3号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について            |
| 議案第4号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について |
| 議案第5号 | 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について                              |
| 議案第6号 | 非農地証明願について  |
| 議案第7号 | 青年等就農計画認定申請について                                     |
| 報告    | その他   |

出席状況

出席委員

農業委員（14名）

議長	大西和芳
職務代理者（2番）	土田敏雄
職務代理者（3番）	山崎義行
4番委員	三野敏彦
5番委員	横關幹夫
6番委員	斯波明美
7番委員	矢野和幸
8番委員	中村稔
9番委員	秋山義充
10番委員	伊達和博
11番委員	山崎賢三
12番委員	篠原壽雄
13番委員	西山正美
14番委員	細川清二

農地利用最適化推進委員（7名）

1番委員	堀家徹
3番委員	中北一郎
4番委員	大谷泰則
5番委員	山地文
6番委員	池田一普
7番委員	村井文数
8番委員	宮武良充

欠席委員

推進委員（1名）	2番委員	眞鍋憲明
----------	------	------

農業委員会事務局職員

事務局長	海田 康弘
農地係長	植松 肇
主任主事	中西 祐太

## 審 議 内 容

事務局長

おはようございます。

ただいまから多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

初めに、大西会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

最初に、議案の取下げにつきましてご説明させていただきます。

議案の削除についてですが、7ページ、議案第5号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願につきまして、申請者より12月8日、昨日ですが、取下げ願が提出されたため、議案の削除をお願いいたします。取下げの理由につきましては、お手元にお配りしております資料、農地等の納税猶予制度が変わりましたというカラーコピーのものをご用意しております。こちら、黄色で着色しております(4) 効率的かつ安定的な農業経営を行えるものというものがあります。こちらにつきましては、1番、認定農業者、2番、認定新規就農者、3番、これらと同等以上の者と定義されており、今回の申請者はいずれにも該当しないため、取下げ願となりました。

また、それに付随して、4ページ、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請、番号4、こちらにつきましても同様に12月8日に取下げ願が提出されたため、削除をお願いいたします。取下げの理由につきましては、先ほどの納税猶予の証明願が取り下げられたため、生前一括贈与を受ける予定でありました3条申請を取下げとするものです。

以上、2件につきまして削除のほうをよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、早速進めたいと思います。

事務局より委員の出欠状況についてお願いします。

事務局長

それでは、本日の出欠状況について、眞鍋委員さんが所用のため欠席との連絡がありましたのでご報告いたします。

本日は、農業委員14名中14名が出席していますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっていますので、大西会長にお願いしたいと思います。

議長 ありがとうございます。それでは初めに、本日の署名委員を私のほうから指名させていただきます。

10番の伊達委員さん、11番の山崎委員さん、よろしく願いをいたします。

続きまして、昨日の小委員会の報告を伊達委員さんのほうからよろしく願います。

伊達委員 おはようございます。

昨日の小委員会で現地確認を行いました。戻りまして議案の審議をいたしまして、特に問題なしということでございます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま小委員会の報告がありましたけども、それにつきまして何かご意見、ご質問等ありましたらよろしく願います。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案の審議を行いたいと思います。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号をご覧ください。

**【議案第1号番号1番から番号6番について、議案を基に朗読】**

補足といたしまして、番号2番と番号3番で解約した農地につきましては、議案第2号農地法第3条にて売買予定となっております。

また、番号3番で解約した農地につきましては、戦前からの小作地を当事者の合意に基づいて解約したものです。

番号4番と5番につきましては、香川県農地機構を通じて貸借していたものを解約しました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました議案第1号のご意見、ご質問等を聞く前に、3番の戦前からの小作地の合意解約ということになっておりますので、従来から参考になることがあればということで、地元から何か

情報がありましたら、都度お話ししておりますけども、番号3番については私の担当地区の方ですので、私のほうから申し上げますが、先ほど報告がありました議案第5号のところでの納税猶予の関連があって話があり、戦前からの小作地の合意解約をして、3条申請のところに出てきております。

そういったことで、この議案第1号につきまして何かご意見、ご質問がありましたらよろしく申し上げます。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第1号につきましては、報告案件ということでご理解をいただきたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局で説明をお願いします。

事務局

議案第2号をご覧ください。

**【議案第2号番号1番から番号3番について、議案を基に朗読】**

以上、3件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く、問題がないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平米を取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第2号の説明がありましたけども、これにつきまして何かご意見、ご質問がありましたらよろしく申し上げます。

9番委員

1番、2番の申請者は現状どういったことをやっているのか。

事務局

現在は会社の役員をされております。今回の農地取得に伴いまして、農業をメインでやっていくということでお伺いしております。

議長

今の質問、よろしいですか。

9番委員

役員とあるが、現在の役職は何か。社長、会長とか。

事務局

役員と記載がありますが、役職までは把握しておりません。

9番委員

今から農業を始めると。年齢は。

事務局

83歳です。

9番委員

83歳で新規に参入するということ。

事務局 はい。

5番委員 これは個人で、役員を務めているという会社ではなく、個人での申請となるのか。

事務局 はい。個人での申請になります。

5番委員 83で。後継者は。

事務局 はい。労働力としてお孫さんが3人と、常時従事していただけます友人がお二人いらっしゃるということで、計6人の方が。

5番委員 計6人ですということだが、法人であるのか、それとも個人であるのか。

事務局 個人です。

5番委員 裏づけで、孫と関係者がいるということ。

事務局 そうです。

議長 昨日小委員会で全く同じような内容の話をしたのですが、委員さんのご質問も出たのですけども、申請者が耕作を行うということなので、最初からそれを否定するわけにも、というような話で終わったのですが。

5番委員 すこし話が逸れますが、以前善通寺の方が新規で山階で農地を取得しましたよね。もう前の会長のときですけど。

その際、念書をもって、きちんとやりますということだったが、今現在その農地を見てみると耕作放棄地ですよ。そういう懸念があるから、いきなり農業を新規でするというのはどうなのかなと思って。計画書だけで判断してオーケーを出したわけですが、前回は。だけど、草を刈って全然作物を作らなくて、今現在耕作放棄地になっているという話。そういう二の舞にならないようにということです。

議長 そういう話も、昨日の小委員会でそれに似たような意見が出ていました。事務局のほうから、具体的にどういった内容で耕作するのか、本人がこういう計画があるとか、少し説明をお願いします。

事務局 今回のその申請に当たって、大体半年前ぐらいから相談がありましたが、ご本人さんが取得する計画で、最初に申請がありました。面積が9筆で9,000平米になりますので、農業経験も少ないことから、まず借りてやってみてはどうかと事務局からお伝えしたのですが、購入してやりたいということでお話がありましたので、法人化のお話をさせていただき、農地所有適格法人を立ち上げて取得するのであれば可能ということで、普及センターの担当に同席いただき、ヒアリングを行いました。結果、最初は個人で購入し、実際に営農を

行った上で、一、二年後に法人化を目指すという希望があったので、まずは今回の申請地を取得し、ご友人の方2名に助けていただきながら営農を行うという、お話がありました。

5番委員 計画書の内容は。

事務局 計画書は水稻を行うということで、9枚全てですね。水稻を行うとなっています。

5番委員 先ほど言われたように、私も昨日、他の会合で似たような話があったのですが、農業生産法人等を立ち上げると同時に農地を取得するであれば納得できます。今回の申請は裏づけがないじゃないですか。町としたら、念書をもらうだけでしょう。念書は念書でしかない。実効性がない。そこを危惧するわけですよ。本当にやってくれるのかと。

事務局 それについて農業会議と県の農政課に相談したのですが、やっぱり農地法3条という法律の要件をクリアしていたら、不許可にはなりません。

5番委員 来年の4月から農地法の許可要件が変わるじゃないですか。農地法が変わってきて、今までの、正直農業委員会の在り方云々は別としても、こういう新規参入がどんどん増えてくるわけですよ。それで、これは大きい話ですが、もし農業委員会が拒否するとか、農水省が駄目ですよといっても、裁判になったら通さざるを得なくなるというのが来年の4月から、そうになってしまう。それに対してきちっと歯止めをどのようにかけていくのかなと思って。

議長 ちょっとよろしいですか。

地元の委員さんのほうで何か情報というか、何かないですか。

2番職務代理者 申請者が所有している2,089平米のうち631平米は葛原営農組合が借りて、麦作をしておりました。残っている1,400平米は、この前太陽光発電を設置するという事で許可出て、一部は設置が終わっていますが、全部はまだ工事は終わっていません。そこは全部田ですけど、畑作を自分で行い、野菜作っておりました。

今回の申請にあたり、葛原営農組合に貸借農地を返して下さいということで、解約したいきさつがあります。農機具の中古屋もかなり走り回って、耕作機械を探していて、本人はやる気があると見えます。

以上。

議長 ありがとうございます。

先ほどの質問など、これだけ委員さんが心配している件であります。ほかに何かありましたら。

- 9 番委員            どちらにせよ、経緯もそれぞれあるが、不自然は不自然じゃないか。この先どうなるかは分からないが、現在 83 歳の者が新規参入するというのは、一般的にどのように見られるのか。
- 12 番委員            年齢的に言えば 83 歳というのはちょっと厳しい。お孫さんとか手伝いがどれぐらいあるのか。本人はちょっと難しい。
- 9 番委員            一番心配なのは、相談したとはいえ、県が答えを出すわけではなく、この農業委員会で、今日この場で決定するという事。果たして、それでいいのか。
- 5 番委員            町農業委員会の会長が認めましたというと、県もそれに従わないと仕方がないということです。第 1 の関門ですよ、ここは。安易にこれは決断すべきじゃないと思います。
- 9 番委員            事務局の扱いとか、それなりにこの件は慎重に。私は、このままでちょっと許可相当とはならないのではないかと思います。
- 5 番委員            先ほど例であげた件についても、そのときには労力も機械も、本人もやる気であるし、念書もあるから間違いなく耕作してくれるから大丈夫ですよと事務局はいいましたが、その翌年から全然草は刈らない、作物を作らず放置して、今正直言ってセイタカアワダチソウで近隣が迷惑しているという話。だから、そういう二の舞にならないように、きちっとした本当にやってくれる農業を続けていったら、農地は守っていつてくれるのだろうかという裏づけですよ。
- 許可して、結局耕作放棄地になったじゃないですか。そういうことを今回も危惧するわけです。
- 13 番委員            新規参入の場合、1 年後、2 年後の経過報告みたいな経過調査報告が、そういう制度をつくることはできないですか。その後どうなっているかという報告を上げてもらうとか、状況がね。
- 事務局              個人で取得したケースに関して、報告を上げてもらうというのは法律上ないので、お願いレベルではもちろんできると思いますが、出さなければならぬ、出してくださいとまでは言えない。
- 12 番委員            それと、ご存じかと思いますが、3 年 3 作、このくくりもなくなっている。
- 9 番委員            いつなくなった。
- 事務局              11 月 10 日付で。先月 11 月 10 日付でなくなりましたので。
- 議長                余談になりますが、3 年 3 作に加えて、来年度からは、下限面積も廃止されますので。
- いずれにしても、今言ったようなご意見も出ていますので、最終的



には多数決となりますが、それでいいものかどうかというご意見もありますので、慎重に検討していただきたいと思います。

1 2 番委員 結局は、新規に農業に参入した後の状況というのは、地元の農業委員さんとか町のほうが目光らせて把握して、できてなかった場合は注意を促すというぐらいの方法しかないということですね。

5 番委員 でも、一度認可して、許可してしまうと取り下げることはできませんからね。

議長 それと、これは議長としてではなく、一人の委員として、先ほど言っていたような農地法の改正がありますので、荒廃農地になる懸念ももちろん残るのですけれども、3年3作という縛りがなくなった。ないので、すぐ転用関係の申請が出てきてもおかしくない、法律的には要件さえ満たしていれば問題ないので。こういった心配も正直出てこようかなとは思いますが。

9 番委員 会長もおっしゃっていたが、私も含め他の委員さんも危惧していると思うが、最初から投機的な見方をするというのが普通だと思う。孫とか友人といっても、本当に耕作するのか。

1 2 番委員 これは、他の委員さんが言っているように、常識的にはちょっと考えが甘過ぎる。それはそういうことで、実際耕作の計画というのは、何を作るかぐらいは聞き取りしたのか。

事務局 確認しております。水稻です。

1 2 番委員 水稻ですか。

事務局 はい。

1 2 番委員 耕作機械は持っているのか。

事務局 機械はトラクターを今所有してしまして、残りの機械については取得予定ということになっております。

1 2 番委員 それで、お孫さんとか他の方が手伝いをするというのを書いてあるのか。

事務局 はい、書いています。あとは、友人の方が2名常時従事していただくということで、お話ができているとお伺いしています。

1 2 番委員 それで、そういうことで当分様子を見ますというのは、耕作せずだったら、きちんと管理をお願いします。

事務局 はい。耕作放棄地にならないよう。

1 2 番委員 いや、それを守ってくれればいいが、何年か先に荒廃地になる可能性がある、十分あるような気がするから、そうなったときには再検討をお願いしますよというようなことを言えばいいのでは。

- 9 番委員 今日議決してしまえば、あとからどうこうできない。
- 議長 それと、私は別に味方するとか、そういうことは立場としても一切ないですが、先ほどから事務局が説明しておりますように、申請要件、許可要件は、申請書類上、はっきり言って満たしている。ですから、こういう場で許可要件を満たしとるものを、何度もいいますが、どちらに立つわけではなく、許可要件を満たしていれば、今議論されている、あくまで今の時点では想像というか、仮の話ではありますが、その点をこの場で判断していただくこととなります。当然この心配は当たり前の心配だと思いますが、そういった中で、この場で白黒つけるという話になると思いますので、私も正直勉強不足ですけども、許可要件を満たしているものを否決することができるのかできないのか。
- 9 番委員 先ほどは、委員のみなさんに判断材料となるよう、投機的な話をしたが、本当は他の委員さんが出してくれた実際に耕作ができるのか、内容は適切なのかといった意見で判断するものだと思う。
- 8 番委員 いきなり所有権移転売買ではなく、さっき事務局のほうから言われたように借地して、1年、2年耕作状況を見てから所有権移転というように言えるのですかね。委員会でこういう意見が出たが。
- 事務局 それを農業会議で確認したのですが、あくまでお願いレベルなので。事務局からもお願いをしたのですが、取得したいということでお話がありましたので。
- 9 番委員 転用することも視野に入っていないか。結局、よく見たら危険性があるように見える。
- 議長 法人にするとか何かやるといっても、各委員さんと会長発言にもあったように継続性については分からない。このまま農地で継続というのはちょっと難しいのでは。素直には取れない、この案件は。
- 議長 議決の場合ですので、それこそ推進委員の皆さんもほかの方も、何か意見があったら。
- 推8 番委員 今回の申請、営農組合と一緒にやろうという話が出てないの。
- 2 番職務代理者 申請地を返してくれという話は来たけど、ほかに農地を取得して営農するといった話はなかった。
- 推8 番委員 そうですか。
- 2 番職務代理者 また、極端に言うと、水路が入り組んでいるから、問題になる可能性もある。ただ、それを理由にこれをだめとするということとはできないでしょう。

- 5 番委員           これは今のこの農地って、割と面的集積になっているのですか。
- 2 番職務代理者   はい。
- 5 番委員           いつも正直、利用権設定のときに言うが、全ての農地を耕作する。周辺に支障はないという見方もあるじゃないですか。そこに11月から3年3作の要件が撤廃された。じゃあ、そうなったら全ての農地を耕作するというのは、どのようになりますか。3年3作、水稻を作る。水稻だってそう簡単に作れるものじゃないですから、水利に関してもそう。周辺についても、正直具体的に情報をもらってないと思うし。そういう材料の中で、これを判断しろというのが難しい。
- 9 番委員           行政書士だから。情報が入っている。3年3作や、下限面積がなくなるという情報が入っている。
- 5 番委員           これから多分そんな案件が出てくる。
- 9 番委員           事務局での話の中に、その法人にすることとかそういった話はしているのか。
- 事務局            はい。
- 9 番委員           それで、孫の若い人が参入する、耕作するというような、実際そういう話が書面上に出てくるような申請なっていると。
- 5 番委員           書類上、我々がこういう申請が上がって、これだったら間違いないというような書類の申請の仕方であれば。
- 議長              ただ、それについては3条申請という、それは要件としてする。法的根拠に基づいて計画書が出てきていますという。
- 事務局            今回の申請に当たって、労働力の方に関してきっちり名前、年齢等を書いていただいていますし、この申請を出していただいた上で、その疑義等が幾つかあったので、それに関しても書面で渡して、書面で回答はいただいています。
- 9 番委員           そうであれば、若い方の名前で申請すれば。
- 5 番委員           いや、それが一番いい。それだったら、言いません。そのお孫さん3人の代表のどなたかでもいいですよ。このまま正直言って、83歳の方じゃなくて、お孫さんのどなたかが別に申請なさるのであれば、何も言うことはありません。
- 事務局            今回申請するに当たって、法人を立ち上げて出していただくようお願いしたときに、立ち上げるとしたらお孫さんトップに立てて申請すると言っています。
- 5 番委員           だから、こちらの書類についてもお孫さんでできないかということですよ。

- 事務局 取り急ぎは本人さんが取得して、一、二年の間に法人化を目指す予定と聞いております。
- 5 番委員 計画書だけ。今現在はお父さんの名前でなく、おじいさんの名前で来ているでしょう。
- 事務局 はい。技術的とか時間的に法人化するのが難しいということで、たちまちご自身の名義で取得して、一、二年の間に法人を設立して、お孫さんに移譲するというというか、移していくということをお伺いしています。
- 5 番委員 二、三年の、間違いなくやると思う。それも計画書とか念書とか出して行って、実際に今ここで上がってきているのは申請者で出てきているわけ。我々が判断するのは、この83歳の方が農地を集積して、農地をきちっと管理してくれるかどうか、そこですよ。
- 事務局長 一つ、担当が一応半年前のから相談を受けておりまして、その部分、皆さんがご不安に思うところ、担当のところでも一つ一つ対応させていただいて、疑いを持つと本人様の言っていることがどうかというのは、事務局のほうでは判断が付きません。本人様の意志としては、農地を取得して今から進めていくという形で強い意志を持たれて、今回の申請に至ったというお話を聞いておりますので、本人様がやる気が十分であるということは何遍もお話の中では聞かせていただいております。
- 9 番委員 他の委員さんが言われようたように、今から先の心配がある。同じようなことが今から増えてくる、こういう案件が。
- 1 3 番委員 法律が改正されて、いろんなメリットがこれからあると思う。農地を持っているメリット、それが分かってくると、資金を持った人たちは多分農地を買いに来るでしょう。だから、そういった問題が増えてくる。これが多分最初のケースだと思います。だから、慎重にやらないと。事務局も、これからそういった案件があつたら大変かなと思っています。
- 9 番委員 相続対策として農地売買して、転用ということも考えられる。
- 1 3 番委員 太陽光発電の話も聞いた。これは、太陽光発電をして農地に関与すると相当有利に働きますから、下を農地にしとったら税金対策として有効ですからね。ただ単に、何かこう作ったふりをしてやるのも、きちんと水田にしてやられているような方ならいいですが、その辺を判断するのが難しくなってくるので。
- 議長 確かに、先日もちょっと他の市町の会長さんと話をする機会があつ

て、今委員さんがよう言われている、さきほど触れた下限面積が撤廃されるというところで、結局転用目的でこういう申請が出てくるのをほとんどの方が心配しておりました。現実だと思います。

5 番委員           そうです。全国農業会議所が、そこを一番心配している。

これはちょっと、余談になりますけど、私は来週に、ちょっと皆さんご存じだと思いますけど、国の指針であります食料農村基本法の改定の年になっております。来週、霞ヶ関にてパブリックコメントで意見を申し上げに行くんですけど、やっぱりそういう農業委員会の在り方とか、これから結局農業者の担い手さん、認定農業者さん、各農業法人さんの在り方、本当に農業でやっていける農業者を守るという農業委員会、農業者を守る、農地を守るという農業委員会の在り方も今回どんなふうに変わっていくんだらうか。そこが一番怖いところですよ。

9 番委員           否決するにも正当性が必要になる。許可することが妥当なのか。否決すべきではないのか。

1 1 番委員          いや、さっき会長も言われていましたが、この農地法3条の規定による許可申請について出ているわけです。要件を満たしておきながら、法的に満たしておきながらそれを駄目というのは言えるか、言えないですよ。法律行為だったらそういうことになると思うので、駄目という根拠を幾ら探しても、許可要件を満たしているのであれば。事務局としても、駄目とは言えんのではないかと。

9 番委員           言えないことはない。

5 番委員           今、委員さんが言えないことはないと言っているが、ちょっと具体的に、他の委員さんが言うとおりの書類は全部そろっていて、これがもし多度津の農業委員会が否決しても、裁判沙汰になったら、多度津の農業委員会が否決したのは何ですかと聞いて負けて、また認可しなきゃいけなくなってくる。勝てる望みがないのですよ。

9 番委員           裁判で棄却されたのは、委員会が通って裁判になったという事例がある。宇多津でも、前の会長からも聞いたことがある。そうであれば、全部が全部要件を満たしているから出てきているわけで。それならば、決を取る必要はないんで。それであれば。

5 番委員           要件を満たしていれば、我々はもう通過だけになってきますよね、はっきり言って。

9 番委員           そういうこと。

5 番委員           別に、要件にかける必要はないのです。行政の窓口で受けたら、書



- 9 番委員 他の委員さん、客観的に見てどのように思うか。
- 3 番職務代理者 いや、もう難しい話だが、皆さんの心配はそのとおりだが、現実はやっぱり何とか本人が金を出して農地を買い、耕作を行うというのは認めるしかない、これは。全部満たしている。
- 9 番委員 満たしているがゆえに受け付けた。
- 3 番職務代理者 だからこれをどう議論しても、今拒否することはできないと思う。この申請は一応そうするという信念で書類が出ているということは、それをすぐこの場で採決を採ってどうですかということについて、恐らく結論が出ないと思う。
- 5 番委員 だから、他の委員さんが言うように、これもう性善説ですよ。そこから取っていくしかない。もし仮に農業委員会が、最後になりますと言わせていただくけど、否決しても、もう一度提出されれば、今度は可決しなきゃどうしようもなくなってくる。ただ、こういう案件が将来的にどんどん増えてくという可能性はありますよね。
- 3 番職務代理者 それは、他の委員さんが言ったように、現実はそうやってきます。
- 5 番委員 そうなっているでしょう。これがもうこの町だけの話じゃないと思います。
- 議長 そう。何度も繰り返して言うようになって申し訳ないのですが、9つの筆数の中で、最初に心配していました荒廃になったときは、先ほどありました段階を追っての対応となりますが、極端にいったら全部、あるいは一部かもわかりませんが、例えば除外申請が出て、転用申請が出てくる可能性はすぐにでもあるような、可能性としてはそういうことが実行できる農地。何度もいいますが、要件を満たしたときに否決をする理由がないというのが現実です。繰り返しになりますが、その後の、今まで委員さんから出てきている懸念事項については、それぞれの内容でそれぞれのルールに基づいての対応をしていくしかないと思います、私個人は。
- 9 番委員 それは当然で。
- 議長 だから、当然のことを言っていますが、それを踏まえた上で採決をする必要がある。いつまでも議論するわけにはいかない。
- 5 番委員 ちょっといいですか。
- これは、もし否決となった場合、会長命令で否決となりましたと、申請者に理由を報告するのですか。
- 議長 今、文書を見たうえで、簡単に言うとルールや法律の中で、許可する場合は要件を満たす必要がある。許可しないとき、否決をするとき

も、否決をする理由として、さきほど他の委員さんが理由づけは何にするのかという言葉が出たのですけども、当然それが必要になります。その申請を否決する場合は、それぞれの法律に従って理由をはっきりしなさいということ。したがって、単純に何でも構わないというところちょっと語弊がありますが、理由を考えないと否決と言うわけにはいかないのです、その理由自体が法律にのっとった理由をきちんとしなかったら、できないということになっております。今私が言ったことを踏まえた上で最終的に議決をする必要がありますので、何度も言うけど、別にどちらの味方をするわけではなく、仮に否決をするなら、法律にのっとって否決する理由があるかないか。今事務局で聞く限りは、それが見当たらないというのが現状です。

事務局長 委員さん、すいません。これは農地法に基づく、法に基づいた申請になりますので、不許可ということは、行政手続法において不許可処分の理由を示して不許可とするというのを義務づけられていますので、否定の根拠に基づいて不許可とするという形で、きちんとした法律で示される要件を満たしてないということを、こちらから示さないといけないのですが、先ほどご説明させてもらった中で、許可することができないという部分については、全てクリアできるとなっていますので、不許可とする要件には当たらないという説明をさせてもらったような形になります。

1 2 番委員 話は全く変わるが、そういうことであれば、農業委員会というのは不必要となる。

5 番委員 そこが問題です、根幹は。

議長 だから、それはもう従来というか、何年も前からそういう話になってきている。

5 番委員 来年の4月以降、これから一層農業委員会の権利ってなくなってくる。削除されてくる。ということは、何で農業委員会の組織が、さっきからくどいようですけど、何で全国の会長の人が頑張っている間も講習後に話をしたのですよ。事務局代理と、だけど結局もう骨抜きにされている、これ。

9 番委員 ただ、私が心配しているのは、地元のことでしょ。

1 4 番委員 申請は法律行為だから法律に基づいて、不備がなければ許可するしかないだろうと。心配は心配、法律行為は法律行為で別個に考えないといけないと思う。だから、許可要件を満たしていながら不許可とするというのは、やっぱりできないだろうと。年齢的なこととかさうい



ういろんな心配はみんな同じようにあると思いますが、それと別の話で法律行為は考える必要があると思います。

9 番委員           その点については、農業委員会、農地法に限らず、何の法においても、そこが争点になって裁判になるのであって、みんな見解が違いますし。

議長               さきほどから発言があるように、ルールに基づいて要件を満たしたうえで出てきた申請なので、そう言と否決する理由がなくなるのですが、心配事は今言ったような意見が出よるようなことは同じように共有しているということです。これは何度も繰り返しになりますが、その心配事が本当になったときは、そのときの内容によって、そのルールによって処理していく、これしかないと思う。ある程度意見の内容については出尽くしたと思いますので、議決をしたいと思いますが、その前に再度推進委員さんのほうからも、何かありましたらお願いしたいのですけども。

推 8 番委員       今日、この議会で否決と不許可とは一緒にならないでしょう。今回は否決になりましたって、一度当事者に会長から言ってくればいいのか。

議長               否決になった場合は、当然会長の名前で通知が行きます。

推 8 番委員       否決イコール不許可、許可しませんよとなれば、次のお孫さんの名前で再度計画書を出してくださいとか、そういう。

議長               そういうこともできますが、最初の前段で不許可にする理由がつけられない。その理由がさっき話したように必要となる。きちんと法律、ルールに基づいた理由があつて初めて不許可になるわけで、その理由がつけられないから。

9 番委員           否決の正当な理由は要するというのは、それで私が言うように、否決で通ると言っているのだが。幅を持たせればいい。いろいろな意見がそう、もろもろ全てこれですと議事録を出せばいい。

議長               そうやっておっしゃるけども、条文にある通り説明が必要となる。

事務局長           法規上の理由は示さなければならぬとなつていますので、何度も言いますが、法律の申請において申請されているものなので、ここで不許可とする場合には、法律の条文に基づいて、何に基づいて不許可とする理由をきちんと説明しなければならない。その条文を入れて、不許可の通知を出すようになりますので。

9 番委員           それではすべて通ってしまう。

5 番委員           それは、法律を変えてもらわないとどうしようもできなくなる。否

決するっていう項目を。

事務局長 今日この定例会で、法律に基づく行政手続の申請に基づいて、それを審査していただいている形になりますので、法律に基づいた申請というのを考えていただいて、判断していただけるようお願いいたします。

12番委員 不許可というのを出した事例はないのでしょうか。ここでいろいろ議論しているのは、早く言うと、出てきた申請書に不備があるとかどうかなので、不安とかそういうものもありますが、不安は何でもありますけれど、何にでも。けれど、その不安ばかりを言う会ではないからね。また、申請書は本当に出てきて、不許可をしたという事例がほとんどないと思う。

議長 何度も言うけど、今不安があるものがもし的中したら、そのときはその内容に対してのルールによって対応するしかないと思う。

9番委員 いや、不許可の事例がある。たしか太陽光発電での申請。

12番委員 それはちゃんと理由づけした。

事務局 その当時、どういった経緯で不許可になったかは分かりませんが、事務局の要件見落としとかで、そういう会の中で判明したということで不許可になるようなケースは、もちろん可能性としてはゼロではないので。

9番委員 そういうことではなく。

事務局 今回のケースについては、最初6月に申請がありまして、もちろん事務局としてもさまざまな疑義があったので、半年間ずっと相談して、3条に書いてあります不許可の要件が幾つか書いているのですが、その中での疑義を相手方に提示して、それを相手方に、潰していくというわけではないですが、きちんとした書面に書いていただいている上に、6月から貸借をまずしてから買ってくださいとか、法人を設立してから買ってくださいとかというようなお願いは、事務局のほうでしてきた上での申請になっていますので、さらに法律上、農地法3条の2項各号の不許可には該当しないということで、事務局のほうで確認しておりますので、特段問題はないと。申請上は許可することについて問題はないと思います。

9番委員 申請を出すのに、資金計画も付ける必要があるのか。

事務局 3条申請については、資金計画は必要ないです。

9番委員 いや、申請者が高齢なので、これだけ取得するなら、結構資金計画が必要かと思って。それは不要と。

事務局  
議長

4条、5条は必要ですが、3条は不要となります。

大体心配事というか、それについての意見は大体出尽くしたので、この辺りで決を採ってもよろしいですか。

(異議なし の声あり)

それでは、議案第2号全体ではなく、1番と2番、今議論してありました件についての決を挙手をお願いします。

第2号議案、1、2の案件に関して賛成の方の挙手をお願いします。1番と2番だけです。

すいません。少し異例になりましたが、1、2の案件につきましては賛成多数(賛成19、反対3)ということで、承認するというところで処理をお願いします。

3番目については特に意見がありませんでしたので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。3番目につきましては、これも異議なしということで承認いたします。よろしくをお願いします。

続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画になります。

土地所有者が香川県農地機構へ貸付をし、香川県農地機構が右側の欄に記されております借手へ貸付けをいたします。合計といたしまして9筆、6,081平米となっております。

以上の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。また、農業委員会の承認を得ますと、12月13日より公告縦覧となります。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたけども、これにつきまして何かご意見、ご質問がありましたらよろしくをお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

特にないようですので、議案第3号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議なしということで、議案第3号を承認といたしたいと思えます。

続きまして、議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号をご覧ください。

こちらは農用地利用配分計画案となっており、農業委員会において意見聴取することとなっております。香川県農地機構から、右側の欄に記されております借手へ貸付けをいたします。こちらの農地につきましては、香川県農地機構を通しての貸借が以前より設定されておりましたが、今回は借手のみの変更申請となります。そのため、土地所有者である貸手から香川県農地機構への貸借は継続したままで、香川県農地機構から借手への貸借について、耕作者を変更して貸借を設定するということとなります。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたけども、これにつきましてのご意見、ご質問がありましたらよろしくをお願いします。

特にごございませんか。

(なし の声あり)

質問がないということで、それでは議案第4号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。

議案第5号につきましては、冒頭に説明がありましたように、削除ということで承認願います。

続きまして、議案第6号 非農地証明願について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号 非農地証明願につきまして説明いたします。

【議案第6号番号1番について、議案を基に朗読】

今回の申請につきまして、畑として耕作していた土地ではありますが、昭和50年頃より利用されなくなり、山林化したことから申請に至ったものです。申請地は、農業振興地域ではありますが、農用地となっていない、いわゆる白地であります。また、現地を確認したところ、申請書のとおり立木が生い茂り、山林化していることから、農地として利用することは困難な状況であり、復元するには相当の労力が必要であり、かつ申請者は耕作者ではないこと、また申請地の周辺は同様に山林化していることから、今回の非農地判断は妥当であると考えております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたけれど、これについてご意見、ご質問がありましたらよろしくお願ひします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

特にないようですので、議案第6号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございます。異議なしということで、議案第6号を承認といたします。

続きまして、議案第7号 青年等就農計画認定申請について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第7号青年等就農計画認定申請につきましてご説明いたします。こちらは農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定により提出されました申請に対し、農業委員会の意見を求められております。

【議案第7号番号1番について、議案を基に朗読】

以上、申請内容についてご意見をお伺ひいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたことにつきまして、何かご意見、ご質問がありましたらよろしくお願ひします。

特にございませんか。

5番委員

ちょっと伺いますけど、農業経営の構成に、親が入っていますよね。親は親で、別に認定農家を取得していませんか。

議長 親御さんは取ってなかったです。

事務局 認定農家ではありません。

5 番委員 他に兄弟も認定農業者ではない。

事務局 はい、違います。

議長 ほかにございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第7号につきまして承認することにご異議  
ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございます。異議なしということで、議案第7号を承  
認いたします。

議案のほうは以上になります。いつもどおり、その他について報告  
事項等を事務局よりお願いをいたします。

事務局長 事務局より4点ご報告させていただきます。

1点目は相続届出について、2点目は来月分の農地機構貸借案件に  
ついて、3点目は農業委員会手帳について、4点目は12月受付分農  
振除外申出書についてです。

初めに1点目、相続届出について報告をお願いします。

事務局 今月は、相続届が1件提出されております。書類につきましては、  
個人情報の関係から、小委員会に出席されました委員さんと担当地区  
の委員さんにお配りをしております。配付資料をお持ちの委員さん  
は、お取扱いに十分ご注意ください。

以上です。

事務局長 続きまして2点目、来月分の農地機構貸借案件について報告をお願  
いします。

事務局 A4横の農地中間管理事業対象農用地等総括表の資料をご覧ください。  
こちらに記載されております貸借案は、12月27日より2週  
間、農地機構ホームページにて掲載されます。ご確認をよろしくお願  
いいたします。

以上です。

事務局長 続きまして3点目、農業委員会手帳について報告をお願いします。

事務局 お手元に農業委員会手帳をお配りしております。手帳につきましては、  
1枚表紙をめくっていただいたところに身分証明書というところがござ  
います。お名前はこちらに記載させていただいております。お  
手数ですが顔写真を貼っていただきまして、生年月日、住所、電話番

号をご記入の上、今後の活動にご利用いただければと思います。また、有効期限につきましては、来年7月に改選があるため、継続するかどうかについて正式に決まり次第、ご自分でご記入していただきたいと思います。継続が決まった方につきましては、2023年12月31日とご記入いただき、替わることが決まった方につきましては、2023年7月19日とご記入をよろしくお願いいたします。

以上です。

事務局長 続きまして4点目、12月受付分農振除外申出書について報告をお願いします。

事務局 お手元にお配りしております変更理由等の総括表をご覧ください。農振除外12月の受付につきましては、3件の申請がありました。表の右側に譲渡人と譲受人の氏名を記載しております。2か月後の2月以降に農地転用の申請があると思われまますので、よろしくお願いたします。

農振除外につきましては以上となります。

事務局長 その他報告については以上となります。

議長 ありがとうございます。

4点ほど報告がありましたけども、これについて何かご質問等がありましたらよろしくお願いたします。

特にございませんか。ないですか。

(なし の声あり)

ないようですので、最後に来月の予定のほうを報告お願いたします。

事務局長 引き続き、来月の予定についてご報告いたします。

1月の小委員会は、19日木曜日の午前9時から役場2階大会議室で行います。当番委員は11番山崎委員、推進委員は6番池田委員にお願いしたいと思います。

定例会は、20日金曜日の午前9時から役場2階大会議室で行います。署名委員は12番篠原委員、13番西山委員、14番細川委員のうち2名の方をお願いしたいと思いまますので、よろしくお願いたします。

事務局からは以上です。

議長 ありがとうございます。

その他の報告は以上で終わりたいと思いまます。全体にわたりまして何かご質問等がありましたらどうぞ。

(なし の声あり)

特にないようですので、定例会はこれで終了させていただきたいと思  
います。ありがとうございました。



以上で、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明します。

議 長 .....

署名委員 .....

署名委員 .....

事務局長 .....

書 記 .....

書 記 .....